

岐阜県可児工業団地

事業継続計画

Business Continuity Plan

配布 No.2

作成日	版	作成者
2019.3.20	初版	災害に強い可児工業団地を目指す委員会
2025.12.3	2版	災害に強い可児工業団地を目指す委員会

1. 事業継続計画策定の目的

- (1) 自然災害をはじめ大規模地震など当工業団地の共同事業及び組合員企業の経営環境に大きな支障を及ぼし得る危機事象発生に備え、被害通減に向けた事前対策を講じる
- (2) 団地内連携による工業団地の早期復旧対応と関係者との連絡対応を速やかに行う行動手順等を明確にする

2. 基本方針

- (1) 組合員企業従業員及び組合職員の人命の安全を確保する
- (2) 相互扶助の精神に基づき、工業団地の早期復旧・継続を実現する
- (3) 組合員企業の持続的な繁栄につなげると共に地域社会と共存共栄のための社会的責任を果たす

3. 重要業務

- (1) 組合員企業への情報発信・連携支援
- (2) 組合で実施している共同事業
 - ① 共同受電事業
 - ② 生活汚水処理事業
 - ③ 工業排水監視事業

4. BCP 発動基準

- (1) 基準：統括責任者が組合員企業の事業継続や従業員の人命、組合の共同事業継続に影響しうる大きなリスクがあると判断した時

- (2) 発動権限：統括責任者

統括責任者の役割	統括責任者	代理責任者
緊急時対応に関する重要な意思決定と指揮命令及びその責任	理事長	副理事長 専務理事

5. 想定される被害

- (1) インフラへの影響
 - ① 停電の発生
 - ② 給排水の停止
 - ③ 情報通信機能の停止（電話、インターネットなど）

- ④ 道路の通行規制
- (2) 組合員企業への影響
 - ① 建物倒壊、機械設備の破損
 - ② 従業員の負傷や、帰宅困難、出社困難
 - ③ 自力による事業継続・復旧の困難
- (3) 組合会館への影響
 - ① 設備・機器類の破損や転倒、事務所の大破
 - ② 重要な書類・データの毀損
 - ③ 組合事務局機能の停止

6. 組合災害対策本部にて対応方針を決定し組合員企業に情報を発信する行動手順

- (1) 対応方針決定までの非常時行動手順 ⇒ ミッションシートに記載
- (2) 非常時の機能と組織体制及び役割 ⇒ BCP連携体制表に記載

7. 非常時行動基準 ※組合員企業の基準に準ずる

(1) 人の安全について

A. 避難行動基準

- ① 事務所等ではデスクやテーブルの下にもぐる
- ② 屋外作業中は頭を守り安全な場所に急いで避難する
- ③ 逃げ道を確認する。＊ドアを開けて脱出口確保
- ④ 電気のブレーカーを切る
- ⑤ 決められた避難経路に従って指定された避難場所に集合する
- ⑥ 来訪者の安全確保と避難誘導を行う
- ⑦ 安全確保後、手順に従い、点呼、避難、初期消火、火災防止等の行動を開始する
- ⑧ 行方不明者がいる場合は、安全に十分配慮して捜索する

B. 安否確認基準

- ① 職場における点呼による確認
- ② 緊急連絡網による確認（組合役員、組合員企業の緊急連絡係、組合職員）
- ③ 安否確認メールサービスによる確認（組合役員、組合員企業の緊急連絡係、組合職員）

(2) 災害時の行動規準

原則として、組合職員は以下の基準で行動する

A. 行動規準

(a) 就業時間中

ア. 組合会館待機

- ① 組合災害対策本部の設置

- ② 組合災害対策本部活動の実施
- ③ 組合会館の外にいる時は原則帰着

(b) 就業時間外（夜間、休日等）

ア. 出勤

- ① 安否状況を報告
- ② 組合災害対策本部の設置
- ③ 組合災害対策本部活動の実施

イ. 自宅待機

- ① 安否状況を報告し、指示に従う

(c) 発災後、以下に該当する者は、本人及び家族の安否・安全が確保出来たら直ちに出勤する

- ① 役職者
- ② 重要業務に関わる有資格者
- ③ 会社まで徒歩及び自転車で出勤できる者

(d) 次の場合は例外とする

- ① 家族に負傷者等がいる場合
- ② 交通事情により出勤か帰着できない場合

b. 帰宅基準

- ① 災害発生後、時間・天候、道路事情、交通機関の被災状況などを考慮し、一時帰宅を許可する
- ② 一時帰宅が不可能な場合は、組合災害対策本部が指定する安全な場所に帰宅可能となるまで一時待機とする
- ③ 組合会館駐車場及び組合会館2階を帰宅困難者の仮眠・休憩のための避難所とする

(3) 情報対応について

A. 組合災害対策本部の情報管理基準

組合災害対策本部は全ての情報を一元管理し、以下の役割を担う

- ① 情報の整理と工業団地内外への情報発信
- ② 工業団地全体の人的・物的被害情報の収集
- ③ 組合員企業・関係先からの情報収集
- ④ 現場指揮所（共同受電変電所、生活污水处理場、工業排水終末監視場）への各種指揮
- ⑤ 対応方針決定
- ⑥ 関係先への情報発信

B. 組合員企業からの情報収集基準（共通行動）

組合災害対策本部は組合員企業緊急連絡係から下記の方法で企業被害状況報告書を収集する

- ① 組合員企業緊急連絡係への連絡
- ② 緊急連絡は原則、組合員企業緊急連絡係の一次連絡者から行い一次連絡者に繋がらない場合は二次・三次連絡者に連絡
- ③ 情報収集の書式は被害状況報告書（関連書式1 1－3）を使用
組合ホームページ組合員専用ページ内の災害時緊急連絡ページを使用
- ④ 安否確認メールサービスのアンケート形式被害状況報告を使用
- ⑤ 連絡がとれない組合員企業は組合災害対策本部が直接訪問

組合員企業は組合災害対策本部へ下記の方法で企業被害状況を報告する

- ① 組合員企業被害状況報告ミッション実行詳細タイムラインを使用
- ② 安否確認メール登録者ミッション実行詳細タイムラインを使用

C. 組合現場指揮所の報告・活動基準

現場指揮所は、変電所・配電線路・生活污水处理場、終末監視場の以下の情報を組合災害対策本部に随時報告し、被害最小化・業務再開活動を行う

- ① 被災状況
- ② 対応方針立案と復旧見込み
- ③ 調達困難となる資機材等の確保状況
- ④ 物流ルートの確認と確保状況

D. 組合員企業への情報発信基準

組合災害対策本部は以下の情報を組合員企業に発信する

- ① 工業団地内外の被災状況
- ② 非被災組合員企業への応援要請
- ③ 対応方針内容と復旧見込み

組合災害対策本部は以下の方法で組合員企業に情報を発信する

- ① 組合員企業緊急連絡係への連絡
- ② 緊急連絡は原則、組合員企業緊急連絡係の一次連絡者から行い一次連絡者に繋がらない場合は二次・三次連絡者に連絡
- ③ 情報収集の書式は被害状況報告書（関連書式1 1－1－1）と対応方針・復旧報告書（関連書式1 1－5）を使用
組合ホームページ組合員専用ページ内の災害時緊急連絡ページを使用

8. 事前対策 ⇒ 組合員企業は対策を講ずる

- (1) 建物・設備耐震対策
- (2) 情報システム対策
- (3) 非常時対応要員対策
- (4) 食料品・飲料水の備蓄基準
 - ① 対象者： 帰宅困難者用、緊急対応要員用
 - ② 数量： 1人 2～3日間
 - ③ 食料品： 原則として5年以上保存可能なものとする
 - ④ 備蓄品： 水、食糧、簡易トイレ、防寒アルミシート

9. BCPの運用

- (1) BCPの実効性の確認および周知・定着

*BCPの実効性を確認し、その重要性を組合員企業に周知するため以下の活動を実施する

実施項目	実施目的	対象者	頻度
BCP研修	BCPの基本方針に基づく役割の理解等	組合員企業	適宜
安否確認訓練	迅速な安否確認の実効性確認と正確性及び迅速さの向上を図る ※土、日曜日、祝祭日関係なく実施する	役員 緊急連絡係 事務局	毎年 9月1日 (防災の日) 実施
通報訓練	非常用放送設備(※1)による通報及び通信機器(携帯電話、ショートメールなど)による伝達の実効性と正確性及び迅速さの向上を図る※9月1日が休日の場合は平日に実施する	緊急連絡係 組合員企業 事務局 可児市	実施
机上訓練	BCPの実効性を検証し、必要に応じて見直しを図る(組合員企業からの情報収集)	組合員企業 事務局	年度計画により
参集訓練	迅速な参集の実効性を検証し、必要な改善を図る	事務局	実施

※1 非常用放送設備とは、組合が全組合員企業(平成28年度)に設置した無線放送である
当該設備の目的は、非常事態発生時に組合より全社の各工場へ緊急連絡をすることである

- (2) BCPの見直し

*BCPの実効性を確保する為、以下の基準に基づきBCPの見直しを行う

修正があった場合は関係者に周知する

- ① 各種訓練によりBCPの内容に修正すべき点が発見された場合は、見直しを検討し、修正の必要が合意されれば即座に修正する

- ② 毎年1回以上、事前対策の進捗状況や問題点をチェックし、必要に応じてBCPを修正する
- ③ 組合員企業の緊急連絡係に入れ替えがある場合は、必要に応じて修正する

10. 関連書式（抜粋）

最も重要で中心におくべきはミッションシートであり、その他の書式はミッション達成をサポートするための報告書やリストまたはマニュアルである

非常時に使用する

	帳 票 名	備 考
1	1. ミッションシート	非常時行動手順であり行動チェックリスト (人命安全→情報収集→方針決定のフェーズを策定)
		1-1. 組合災害対策本部
		組合員企業被害状況報告ミッション実行詳細タイムライン
		安否確認メール登録者ミッション実行詳細タイムライン
2	2. BCP 連携体制表	非常時対応要員リストによって氏名を明記し、代行者も設定
3	5. 備蓄品リスト	備蓄場所も明記
4	7. 組合職員連絡先リスト	本部要員、有資格者
5	11. 被害状況報告書 対応方針・復旧報告書	組合災害対策本部への報告が必要となる事項を整理した書式
		11-1-1・11-5. 組合災害対策本部用 11-3. 組合員企業用
6	13. 周辺マップ	可児工業団地災害用マップ、共同受電受配電線系統図